

**産業連関幹事会**  
**基本計画・SNA 課題対応ワーキング・グループ (第 11 回)**  
**議事概要**

1 日 時 平成 24 年 3 月 22 日 (木) 15 : 35 ~ 15 : 56

2 場 所 経済産業省別館 1020 会議室

3 出席者

【各府省庁等】内閣府 (経済社会総合研究所)、金融庁、総務省 (統計局)、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行

【事務局】総務省 (政策統括官室)

4 議 題

- 平成 23 年における消費税の取扱い及び基本価格表示について

5 議事概要

- 平成 23 年における消費税の取扱い及び基本価格表示について

平成 23 年表における消費税の取扱いについて、事務局から、資料 1 に基づき、今後のWGにおいて検討すべき事項の論点整理 (案) について説明が行われた。

事務局から、今後のWGにおける検討事項として、以下の 2 つが提案された。

- (1) 「経済センサス-活動調査」のデータを消費税込みに統一する方法の検討

平成 23 年表から生産額推計のための基礎資料となる「経済センサス-活動調査」(以下、「経済センサス」という。)については、調査票に回答する金額は、調査対象者の判断で、税込み・税抜きいずれも可とされているが、経済センサス実施部局では、調査結果の集計・公表に際して、消費税額込み又は抜きのどちらかに統一した集計は行わないこととしている。そのため、平成 23 年表において、引き続きグロス表を作成する場合には、経済センサスから提供される個票データに消費税を上乗せする作業等を行うための技術的手法について検討する必要がある。

- (2) 「基本価格表示による産業連関表」の取扱い

「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成 21 年 3 月 13 日閣議決定)(以下、「基本計画」という。)の検討課題として挙げられている「基本価格表示による産業連関表の作成」については、平成 22 年度に開催された基本価格表示ワーキング・グループ(以下、「基本価格WG」と言う。)において、概念の再整理や平成 17 年(2005 年)産業連関表(生産者価格評価表)から基本価格表を試算するなどにより技術的課題を検討したが、最終的な平成 23 年表における取扱いについては、結論を得るに至っていない。したがって、今後、本WGにおいて、平成 23 年表における基本価格表の取扱い等について検討する必要がある。

また、今後の検討スケジュールについては、基本要綱第 1 部の記載事項に影響を及ぼす可能性のある(2)について先行して議論を行い、その後、(1)について議論を行うことが提案された。

本件について、論点の追加等の意見又は質問があれば、3 月 29 日(木)までに事務局へ提出することとなった。

主な意見等は、次のとおり。

- (2)については、平成 22 年度に基本価格表示WGで様々な検討が行われたが、基本価格表作成のための十分な情報が得られないこと、バランス調整が困難であることなどから、十分な精度が確保できず、基本価格表の作成は極めて難しいということが明らかとなっている。一方で、平成 23 年表においては、経済センサスの情報の活用方法、産業分類改定への対応、SNA への対応など課題が、従前になくスケジュールが厳しい中で山積している。したがって、平成 23 年表では、基本価格表の作成を行う時間的・労力的余裕はないのではないかと。

それよりも、(1)については、消費税の処理方法によって平成 23 年表の生産額に大きな影響を及ぼすほか、産業連関表と経済センサスの金額の差異に関連して、消費税額の推計方法についての詳細な説明が対外的に求められることが想定されることから、議論は(1)に重点を置き、慎重に検討すべきである。

以上

**産業連関幹事会**  
**基本計画・SNA 課題対応ワーキング・グループ（第12回）**  
**議事概要**

1 日 時 平成24年4月12日（木）15：45～17：15

2 場 所 経済産業省別館 1020 会議室

3 出席者

【各府省庁等】内閣府（経済社会総合研究所、統計委員会担当室）、金融庁、総務省（統計局）、  
財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行  
【事務局】総務省（政策統括官室）

4 議 題

- (1) 平成23年における消費税の取扱い及び基本価格表示について
- (2) 自社開発ソフトウェアの資本形成への計上
- (3) 育成資産の推計

5 議事概要

- (1) 平成23年における消費税の取扱い及び基本価格表示について

平成23年表における消費税の取扱いについての検討事項のうち、「基本価格表示による産業連関表」（以下、「基本価格評価表」という。）の取扱いについて、事務局から、資料1に基づき説明が行われた。説明の大要は、以下のとおり。

- 基本価格評価表については、平成22年度に開催された「基本価格表示ワーキング・グループ」（以下、「基本価格表示WG」という。）において、概念の再整理、平成17年表に基づく基本価格評価表の試算等が行われたが、国内生産額に含まれる消費税額が過大に推計されるなど、十分な精度を確保したものを作成することができなかつたため、今後の課題として、国内生産額に含まれる消費税額を基礎統計から把握もしくは推計する方法の検討など、いくつかの技術的課題が示された。
- 平成23年表における基本価格評価表の取扱いについては、①基本価格表示WGにおいて明らかとなった技術的課題への現時点における対応可能性及び②平成23年表作成スケジュールとの関係の2つの観点から検討を行った。
- ①技術的課題については、国内生産額に含まれる消費税額を基礎統計から把握する方法として、基本価格表示WGでは、(ア)「経済センサス-活動調査」から推計する方法、(イ)「財務省データ」から接近する方法の2つが検討事項として挙げられていたが、(ア)については、簡易課税や小規模事業者の納税義務免除など、現行の消費税制が複雑であるため、実態に則した推計が困難であること、(イ)については、商品別の売上にかかる消費税額を把握することができないことから、公表に耐え得る精度の基本価格評価表を作成することは困難と言わざるを得ない。
- ②平成23年表作成スケジュールとの関係については、推計の基礎データとなる経済センサス-活動調査が、当初予定から1年繰り下げで実施されたことにより、平成23年表の作成スケジュールが極めてタイトになっていること、また、公的部門格付けの見直しやFISIMへの移行などの基本計画課題への対応作業などもあり、これらに加えて、基本価格評価表の作成作業を行うことは、実際問題として困難であると言わざるを得ない。

○ 以上の①精度確保及び②作成に要する資源（人的、時間的）の両面から、現時点では、基本価格評価表の作成は困難と判断せざるを得ない。

本件について、意見又は質問があれば、4月19日（木）までに事務局へ提出することとなった。

主な意見等は、次のとおり。

○ 基本価格表示WGにおいて試算した「消費税マトリックス」の問題点として、非課税扱いの部門は、国内生産額及び間接税に含まれる消費税額は0となるが、仕入れ（中間投入）には消費税が含まれるため、列でバランスが取れない状況になっている。このため、試算では「誤差調整」部門を立ててバランスをとったが、実際に作成する場合は、「誤差調整」部門を残すことはできないので、何らかの方法で、この誤差を吸収する必要がある。このように、当初の試算は、公表に耐えられる段階まで整理したのではなく、今後、さらに検討を要するものと考えられる。

## （2）自社開発ソフトウェアの資本形成への計上

平成23年表における自社開発ソフトウェアの取扱いについて、第5回基本計画・SNA課題対応WG（平成23年10月20日開催）に提出された経済産業省の考え方に対して、内閣府から、資料2-1に基づき意見が提出された。意見の概要は、以下のとおり。

23年産業連関表における本格導入見送りについてはやむを得ないものの、93SNA勧告、「公的統計の整備に関する基本計画」を受けて「自社開発ソフトウェア」を導入した国民経済計算との整合性及び国際比較性確保の観点から、次回27年産業連関表での導入は不可欠であり、そのための検討は今後も引き続き行うべき。

また、経済産業省から、「自社開発ソフトウェア」の扱いに関する今後の検討について、資料2-2に基づき説明が行われた。説明の概要は以下のとおり。

「自社開発ソフトウェア」を基本表の部門として導入するに当たっては、①生産額の推計の信頼性、②投入ベクトルの問題、③産出を全て資本形成させた場合の各産業の中間投入の減少、④投入・産出額の各セルからのはぎ取りの問題等、クリアすべき課題等の質・量ともに相当の困難が伴う。また、その影響は、部門担当省庁だけの課題ではなく、全産業・全部門に及ぶものであり、各省庁においては、本件に係る課題等の認識を共有し、幹事会等で検討を図っていくようお願いしたい。

主な意見等は、次のとおり。

- 現在の投入額推計において、自社開発ソフトウェアについてどれだけ把握しているかということについては疑問を持っている。この課題に対応しようと考えた場合、大規模な投入調査を新規に実施しなければならないのではないか。また、企業会計において、自社開発ソフトウェアに係るコストはどこに含まれているのか、内生部門に溶け込んでいる金額をはがすための情報が得られるのか疑問がある。さらに、当方の担当部門について言えば、ソフトを自社開発するための社員を常に抱えておくことは現実的ではなく、アウトソーシングが一般的ではないか。業種ごとに大きな差もあるだろう。
- この問題の出発点として「自社開発ソフトウェア」とは何かという定義からスタートしなければならないのではないか。生産額についても、日本の国民経済計算（以下、「JRNA」と言う。）では、開発に携わる労働者の人数に単価を掛ける方法が取られているが、一次統計がない代替として、架空の数値を使って推計しているということもでき、その方法で産業連関表も対応していいかどうかは疑問である。また、業種によって実態が異なることが考えられ、新たな投入調査の必要性について

ては、同じ認識を持っている。

- 推計のためには、CTをどのように把握するかが最重要課題である。この大きさが決まらなると、その先に進まない。架空の計算から導かれる金額ではなく、やはり一次統計が必要である。投入調査は、あくまで内訳の比率を求める調査なので、CTを算出する直接のデータにはなり得ない。当省でも、かつて、自社開発ソフトウェアの金額推計を試みたことがあると聞いているが、結局は、精度が確保されたデータは得られなかったと聞いている。経済センサスー活動調査の事項に加えてもらうことが方法としては望ましいが、それが可能かどうかは分からない。
- 現状において、いつから検討をするかということはお示しできないが、少なくとも、「27年表以降の問題なので、そのときまで検討を先送りする」ということのないようにしたい。その際には、各省に御協力・御示唆を頂くことになるので、よろしくお願ひしたい。

ただ、御意見をお聞きし、今後の流れとして、①データとして何が足りないのか。②それを解決するためには、どのような方法があり得るか。③その方法で精度は確保されるか。④その方法は実現可能か、といったことを順に整理していけば、入口論として、そもそも産業連関表における対応が可能か否かということが見えてくるのではないかという印象を持った。産業連関表は、生産活動を何百もの部門に分けて、それぞれ金額を出さなければならないという点で、JSNAとは状況が大きく異なっており、その点からも、JSNAと別の扱いになることもあり得るだろうと考えている。

### (3) 育成資産の推計

平成23年表における育成資産の推計方法について、農林水産省から、資料3に基づき説明が行われた。説明の概要は、以下のとおり。

- 平成17年表における推計方法（森林蓄積量に国有林の成長率を乗じたものから素材への産出分を差し引いて推計）と内閣府がJSNAにおいて平成17年基準で採用したRIM法（実現在庫法：実際の出荷量から過去の生産量・在庫量を逆算して推計）のメリット・デメリットを比較した上で、産業連関表の作成に際しては、現実の産業構造をよりの確に把握するため、一次統計が存在する場合、可能な限り当該データを用いて推計することが望ましく、それぞれの要因が反映された結果としての在庫量のデータを基に推計している平成17年表の方法の方が適切であると考えられる。

なお、今後の課題として、①在庫増減の把握方法、②推計の範囲、③単価の設定について精査する予定。

- 本件に関連して、国有林野事業特別会計の公的部門の格付けについて、現状、新基準を機械的に適用すると従来の「公的企業」から「準公務」に格付けが変更することとなる。

しかし、準公務には営業余剰が存在しないため、費用の積み上げを生産額とする必要があるが、育成・素材については、「生産量×単価」（育成の育成成長分は「在庫増減×単価」）で生産額が設定されるため、在庫増減及び単価の設定次第で生産額が変動してしまい、これに費用を合せるような設定が必要となり、投入構造が実際のものとは異なるものになってしまう。

したがって、国有林野事業特別会計については、従来どおり、公的企業と格付けることが適当であると考えられる。

平成23年表における育成資産の推計方法については、農林水産省から提案のあった方向性で進めることが了承された。

主な意見等は、次のとおり。

- 国有林野事業特別会計の格付けについては、今回示された意見も踏まえつつ、次回のWGにおいて議論させていただきたい。

以上

**産業連関幹事会**  
**基本計画・SNA 課題対応ワーキング・グループ（第13回）**  
**議事概要**

1 日 時 平成24年4月26日（木）17：10～18：35

2 場 所 経済産業省別館 1020 会議室

3 出席者

【各府省庁等】内閣府（経済社会総合研究所、統計委員会担当室）、金融庁、総務省（統計局）、  
財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行  
【事務局】総務省（政策統括官室）

4 議 題

- (1) 平成23年における消費税の取扱い
- (2) 公的部門の格付けの見直し
- (3) 事業税等の扱い

5 議事概要

- (1) 平成23年における消費税の取扱い

平成23年表における消費税の取扱いに関する検討事項のうち、「基本価格表示による産業連関表」（以下、「基本価格評価表」という。）の取扱いについて、前回WGにおいて事務局から提出されたペーパー（資料1別添1）に対して、各府省からは一部箇所への修正意見はあったものの、基本的な方向性については、特段の意見がなかったことが紹介された。

また、産業連関技術会議学識構成員である菅教授（法政大学）及び宮川准教授（慶應義塾大学）に対して、前々回のWGにおいて示した「平成23年における消費税の取扱いに関する論点整理」に基づき、現在の検討状況を説明するとともに、両氏の意見等を聴取した結果について、事務局から報告があった。

当該ペーパーについては、予定どおり5月22日の第7回産業連関技術会議に提出することとするが、学識構成員からの意見等も踏まえて、事務局において一部内容を修正し、当該修正内容について、5月17日の産業連関幹事会までに各府省に照会することとなった。

主な意見等は、次のとおり。

- 基本価格評価表の作成については、平成23年表において、どの表をメインに、どのような手順で推計するのかを、併せて検討することが必要である。従前、生産者価格評価表を作成した後、購入者価格評価表を作成しているが、もし基本価格評価表を作成するならば、直接、基本価格評価表を作成するなど、作成方法を見直さない限り難しいのではないかと。

- (2) 公的部門格付けの見直し

公的部門格付けの見直し作業について、事務局から資料2-1に基づき、①これまでの進捗状況、②今後のスケジュール（案）について説明が行われた。今後のスケジュールについては、特に産業連関表（以下、「IO」という。）と日本の国民経済計算（以下、「JSNA」という。）で格付け結果の異なる機関（法人）の取扱いについて検討を進め、概ね6月上旬までに結論を得る方向で作業を進めることとなった。

また、IO と JSNA で格付け結果の異なる機関（法人）について、内閣府から資料 2-2 に基づき、その問題意識について説明が行われた。これらについて、事務局から、今後、同資料の「今後の検討の進め方（案）」欄に記載された方法で、各府省庁が検討作業を進め、その結果を 5 月 11 日（金）までに事務局に報告することとなった。

さらに、生産活動主体分類の「産業」の内訳区分の名称について、事務局から、資料 2-3 に基づき、現状の「公的企業」「民間事業所」を「公的活動」「民間活動」に変更する案が説明された。本件についても、意見・質問等があれば、5 月 11 日（金）までに事務局に連絡することとなった。

主な意見等は、次のとおり。

- 93SNA において、産出は「仕掛品への追加を含む在庫変化によって測定される」と明記されているにもかかわらず、国有林野事業特別会計に関する内閣府の意見に「50%ルールを適用するに当たり、在庫を計上する理由がない」とあるのは、どのような整理となっているのか。そもそも、技術会議の先生からの指摘にも 50%基準は判断の目安に過ぎないとあり、また、これまで本 WG でも議論を重ねてきたとおり、当該事業の実態を踏まえて格付けすることが必要と考える。
  - 50%ルールを適用させる売上と、93SNA における産出は異なるものであると考えられるが、確認の上、回答させていただきたい。
- JSNA は制度部門単位で格付けしているが、一方で IO はアクティビティ単位となっており、何らかの交通整理を行うべき。
  - 格付け単位、市場性の有無等については、事務局としての考え方を示した上で、WG において議論させていただきたいと考えている。
- そもそも、内閣府が行ったシミュレーションが全て正しいか疑問である。JSNA において商工中金が民間となるなら、同様の根拠で公的に格付けている NTT も民間にすべきであり、さらに JSNA の公的格付けの見直しで子会社も親会社の格付けに合わせるルールにしたがえば、NTT の子会社の NTT ドコモも公的にすべきであることは、以前から指摘させていただいている。

### (3) 事業税等の扱い

平成 23 年表における事業税及び政府手数料等の取扱いについて、内閣府から資料 3 に基づき説明が行われた。説明の大要は、以下のとおり。

- 事業税については、平成 17 年表では、間接税として計上されていたが、事業税の課税標準が、ほとんど所得であること等を踏まえて、23 年表では事業税を間接税から除いて推計することとしたい。
- 政府手数料等についても、平成 17 年表では、間接税として計上されているが、93SNA においては、従来の表章項目であった「罰金及び強制的手数料」が廃止され、「財貨・サービスの購入」へと分類上の変更が行われており、JSNA においても、既にそれに沿った対応をしている。については、産業連関表における取扱いについても、現在検討を行っている。

本件について、意見・質問等があれば、5 月 14 日（月）までに事務局へ提出することとなった。

以上